

## 船舶事故調査報告書

平成30年9月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 事故種類                             | 乗揚  |
| 発生日時                             | 平成30年5月9日 22時45分ごろ  |
| 発生場所                             | 長崎県西海市 <sup>かしら</sup> 頭島南方沖<br>頭島南灯台から真方位072° 60m付近<br>(概位 北緯32° 54.8′ 東経129° 38.3′)  |
| 事故の概要                            | 引船第一福江丸は、台船D-1801をえい航して北進中、浅瀬に乗り揚げた。  |
| 事故調査の経過                          | 平成30年5月16日、主管調査官（長崎事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取実施済  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | A 引船 第一福江丸、19トン<br>292-44701長崎、長崎海事工業有限会社<br>B 台船 D-1801、約953トン<br>なし、宗田造船株式会社  |
| 乗組員等に関する情報                       | A 船長、一級小型・特殊・特定<br>甲板員A、一級小型・特殊・特定  |
| 負傷者                              | なし  |
| 損傷                               | A 船底外板に擦過傷等<br>B なし   |
| 気象・海象                            | 気象：天気 曇り、風向 北、風速 約5～6m/s、視界 良好<br>海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の初期   |
| 事故の経過                            | A 船は、船長及び甲板員Aほか1人が乗り組み、B船をえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、甲板員Aが別の甲板員と2人で船橋当直につき、約6.5ノットの対地速力で自動操舵により松島水道南方沖を北進した。<br>A船引船列は、甲板員Aが船首方を西進する漁船の灯火を目視で認めて手動操舵に切り替えた後、北進を続けていたところ、A船が頭島南方沖の浅瀬に乗り揚げた。<br>A船引船列は、船長が本事故の発生を海上保安庁に通報した後、潮が満ちるのを待って自力で離礁し、西海市瀬戸港に入港した。<br>A船の喫水は、船首約0.85m、船尾約2.80mであった。<br>甲板員Aは、過去に約5回本事故発生場所付近を航行したことがあり、ふだん、頭島南灯台に向けて航行し、同灯台の手前で左舵を取り松島水道に向けて針路を変更していたが、本事故当時、考え事をしながら操船していたので、予定転針地点を通過した後も北進を続けた。 |
| 分析                               | A船引船列は、松島水道南方沖を北進中、甲板員Aが、考え事をしている船位の確認を行っていなかったことから、予定転針地点を通過   |

|              |   |
|--------------|---|
|              | したことに気付かずに航行し、A船が頭島南方沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。  |
| <b>原因</b>    | 本事故は、夜間、A船引船列が、松島水道南方沖を北進中、甲板員Aが、考え事をしていて船位の確認を行っていなかったため、予定転針地点を通過したことに気付かずに航行し、A船が頭島南方沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。 |
| <b>再発防止策</b> | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。<br>・航行中は、操船に集中し、船位の確認を行うこと。  |